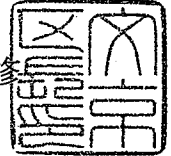




2019文総総第61号
平成31年4月22日

文京区情報公開制度及び
個人情報保護制度運営審議会
会長 内山 忠明 様

文京区長 成澤 廣 修



平成31年度諮問第2号

文京区個人情報の保護に関する条例（平成5年3月文京区条例第6号。以下「個人情報保護条例」という。）第15条第2項第3号の規定により、下記のとおり諮問する。

記

1 諮問事項

在留外国人の国民健康保険適用の不適正事案に関する通知制度における出入国在留管理庁への外部提供について。

2 諮問の趣旨

在留外国人の国民健康保険適用の不適正事案を防止するため、外国人被保険者が在留資格の本来活動を行っていない可能性が高いと考えられる場合に、当該外国人被保険者の個人情報を出入国在留管理庁へ通知する制度が創設された。

このことにより、在留資格の本来活動を行っていない可能性が高い外国人被保険者の個人情報を、東京出入国在留管理局へ外部提供することとなるため、個人情報保護条例第15条第2項第3号の規定に基づき、貴審議会のご意見をお伺いする。